

平成30年度 第1回 路上喫煙対策部会

日 時：平成30年8月29日（水）

午後7時00分～午後8時44分

場 所：天王寺区役所 5階 502会議室

出席者

（区政会議委員）

桑原委員・竹田委員・玉井委員・中野（浩志）委員・中野（佳弘）委員・中山委員

松本委員

出席7人／定数8人

（天王寺区役所）

川畠企画総務課長・尾古貴企画総務課長代理

（関係機関）

大阪市環境局・天王寺消防署・JR西日本大阪支社

○尾古貴代理

定刻が参りましたので、ただいまより平成30年度天王寺区区政会議第1回路上喫煙対策部会を開催させていただきます。

委員の皆様には本日何かとお忙しい中、ご出席賜りましてまことにありがとうございます。

私は天王寺区役所企画総務課長代理の尾古貴でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日の配付資料についてご確認をお願いいたします。先日送らせていただきました資料をご持参いただいているかと存じます。また加えて、本日の配付資料は机の上にご用意させていただいております。机の上の配付目録とあわせてご確認をお願いしたいと思います。

なお、不足している資料がございましたら、私どものほうにお声がけください。大丈夫でしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

まず初めに、企画総務課長の川島よりご挨拶申し上げます。

○川島課長

皆さん、こんばんは。夜遅くにお集まりいただきましてありがとうございます。天王寺区役所企画総務課長の川島でございます。

日ごろより区政運営に多大なご理解とお力添えをいただいておりますこと、また本日は第1回目の路上喫煙対策部会ですけれども、ご出席いただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございます。

本日の第1回目の部会は、大阪市の路上喫煙対策の取組状況などにつきまして説明させていただきまして、皆さんから忌憚のないご意見をいただきたいというふうに考えております。

中で検討したんですけれども、できるだけご自由に、フリーにご意見をいただきました

いということで、本日区長・副区長は参加せずにご意見をいただくような場の設定と
いうことでさせていただいております。

次回、秋といいましても第2回目、10月もしくは11月にまた日程調整をさせて
いただきますけれども、第2回目の部会を開催させていただきますけれども、そこ
では一定部会としてのご意見というか禁止区案を取りまとめていく必要がございます
ので、その際には区長・副区長とも内容を共有したいと考えております。

大阪のシンボルストリートであります御堂筋、外国人観光客でにぎわう難波、大阪
と京都をつなぐ拠点の京橋が既に路上喫煙対策禁止地区となっており、歴史的・文化
的資産が集積する天王寺駅周辺も路上喫煙禁止地区としていきたいと考えております。

皆さんから多様な意見をいただきながら、路上喫煙禁止地区に係る天王寺区案を取
りまとめてまいりたいと考えております。

大阪の南の玄関口の天王寺の魅力向上のため、路上喫煙や吸い殻、ごみのないきれ
いな天王寺区を住民の皆さんと一緒につくりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願
いいたします。

○尾古貴代理

議題に入ります前に、本日ご出席いただいております委員の皆様から順に一言ずつ
簡単にご挨拶をお願いしたいと思います。

こちらの中野浩志委員から順に左回りで、この順番でお願いいたします。

○中野浩志委員

こんばんは、お世話になっております。天王寺区商連の会長をしています中野でござ
います。

私としましては区商連として商売人としての路上喫煙ということをもた話させても
らいます。よろしく申し上げます。

○玉井委員

こんばんは。公募委員の玉井と申します。

先日長男が生まれまして、子どもを持った親という立ち位置と、あとは私は34歳なんですけども、30代の男性で、もともと私は喫煙をしていたので、4年ぐらい前にやめましたけども、そういった目線でお話しさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○竹田委員

真田山地域から来ております竹田です。よろしく願いいたします。

○桑原委員

天王寺区女性会の会長の桑原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中野佳弘委員

こんばんは。公募委員の中野と申します。

私は見ていただいたとおりにわかりますように、呼吸器に障がいがありまして、酸素を吸いながら歩いております。これをつけたしたのは3年ほど前からなんですけれども、歩いておりますとやはり歩きたばこをされている方とか、自転車を乗りながらたばこを吸われている方が多数おられまして、引火の危険性というのはないんですけれども、そういうことも考えられますので、障がい者の立場からこの対策のほうに加わらせていただきたいと思います。以上です。

○中山委員

こんばんは。公募委員の中山と申します。

私の会社は淀屋橋にございまして、御堂筋が禁煙になって、そうなるとうとう何が起きたかというのを思い出したんですけど、一本入った心齋橋筋になりますけども、そこでたばこを吸っている人がふえたというようなこともあったり、うちの関連会社の人間がよそ様の会社の前でたばこを吸って、捨てて帰っているとかいうマナーとかいろいろありまして、いわゆる何か禁煙にした方がいいけれども、吸う場所の確保とかいうのもセットなのかなというようなことも思ったりしています。

あと京都大学でも教えているんですけど、大学の中でも喫煙所も指定してちゃんと整備しているので、吸うところがないといけないのかという気持ちも多少は、工夫が必要かと思ってもいております。

そういったことで狭い範囲の経験ですけれども、何かお役に立てればと思って参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○松本委員

もっと狭い範囲のことですが、私は家族が大家族の中で生まれました。おじ、父、皆が大変に喫煙する者で、煙が常に、女性軍が怒っておりました。そういう中で育ちましたが、最近はその家族も全部皆他界していなくて、私と主人で二人になりましたら、主人のほうもたばこは吸いますけれどもあまり吸いませんので、今こういうお役に、生魂地域活動協議会の者として寄せていただいております。いろいろと勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○尾古貴代理

ありがとうございました。

なお、本日もう一人吉田委員につきましては、所用により欠席の旨ご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

また関係機関といたしまして、大阪市環境局、天王寺消防署、並びにJR西日本のほうから関係者が会議に同席していただいておりますので報告させていただきます。

次に、今回路上喫煙対策部会ということで開催することに伴いまして、天王寺区の区政会議運営要綱、本日配付させていただいております資料の1枚目の運営要綱を改正させていただいて、その要綱の第6条にこの部会の根拠について反映させていただいておりますので、またご確認いただけたらと思います。

それからまた本日の会議につきましては傍聴の方がおられますので、傍聴規定に従っていただきますようお願いいたします。

それから委員としてご出席いただいた皆様は、すみませんがご発言の際に担当者が

マイクをお持ちいたしますので、マイクをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、本日の路上喫煙対策部会の様子を広報紙、ホームページなどに掲載させていただきますので、会議中に何枚か写真を撮らせていただきますことをご了承いただきますようお願いいたします。

それではここから次第の3番、議長、副議長の選出に移らせていただきます。

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例第7条では、区政会議の委員は、その互選により議長及び副議長を選任するものとして記載されております。本部会の開催につきましても、天王寺区区政会議運営要綱により条例の規定の例により行うこととされておまして、今回第1回の路上喫煙対策部会となりますので、議長、副議長を選任する必要がございます。

まず議長、副議長の選任ですけれども、事務局の腹案といたしまして、地域活動や地域課題解決を目的とした会議運営のご経験を勘案し会議を円滑に運営するという観点から、議長には真田山地域活動協議会会長及び真田山連合振興町会会長を務められる竹田委員、また副議長には事業者として区内のにぎわいづくりに資する天王寺区商店会連盟会長の中野浩志委員が適任かと考えておりますが、皆様ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

○尾古貴代理

ないですか。ではご異議がないようですので、皆様の拍手をもって承認してまいりたいと思います、よろしいですか。

(拍手)

○尾古貴代理

ありがとうございます。

それでは竹田委員、中野浩志委員はそれぞれ議長席と副議長席に、すみませんちょっとお移りいただきますようお願いいたします。もしそこが狭かったら回ってきてい

ただいても結構です。

よろしいですか。それでは議長、副議長の就任の挨拶を簡単に結構ですのでお願いいたします。

○竹田議長

ただいま議長に選任されました真田山地域の竹田でございます。

日ごろはこんな雰囲気の会議はしたことがないんですけど、いつもお祭りをどうしようかというか地域活動の会議しかしたことがないです。こんなアカデミックな会議をどう取りまとめていけるかやってみないとわからないところがありますが、皆さんどうぞよろしく申し上げます。

先日の区政会議の折に、この路上喫煙対策部会のことに関しては、前もって皆さんお話を聞いておられると思うんですけども、今いよいよここに始まったわけでございます。天王寺区のこれからの行政の取組の一助となりますよう、皆さんの忌憚のないご意見を期待しております。よろしくお願ひいたします。

○尾古貴代理

副議長、お願ひいたします。

○中野浩志副議長

副議長になりました中野浩志と申します。

お話しのとおり、私、商店会連盟のほうから選任されております。皆様とお話をさせてもらって、一番いい案をやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○尾古貴代理

ありがとうございました。

それではここからの議事進行を竹田議長にお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○竹田議長

皆さん、お手元に送られてきた資料があると思うんですけども、その中の何枚かめくっていただきましたら第1回路上喫煙対策部会 次第というのがございます。これに従って進めていきたいと思えます。

皆さんの意見交換の前に、行政のほうから現在の大阪市の路上喫煙対策に関する取組について説明していただきたいと思えます。その説明の後に、皆さんの意見交換をしたいと思えます。

行政のほうからよろしくお願ひします。

○川畠課長

それでは私川畠のほうから、座わってで申しわけないですけどもご説明させていただきます。

一部、先月の区政会議での説明と重複する部分もございまして、よろしくお願ひしたいと思えます。

配付資料のほうですけども、まず大阪市路上喫煙の防止に関する条例、条例施行規則ということでつけさせていただきます。これをご参考にごらんいただければというところですけども、条例の第3条のところでは本市の責務といたしまして、条例の目的を達成するため市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援、その他路上喫煙の防止のためにということで書かれておりますけれども、第4条のほうでは市民等の責務ということで、市民等はみずから路上喫煙をしないように努めということで、路上喫煙というのは道路等、道路等というのは道路・広場・公園、その他の公共の場所ということでありますが、路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むというようなことで、市民の方々の責務というか、努力目標というようなことでも書かれておる条例ということになっております。

ではその後ろになりますけれども、資料1につきましては先日の区政会議のほうでもお配りしておりますけれども、ちょっと重複はしますがご説明させていただきます。

ただいまご紹介させていただきました条例のもと、平成19年に有識者等で構成する大阪市路上喫煙対策委員会が設置されております。

委員会では市長からの諮問を受けた路上喫煙禁止地区の指定、または変更もしくは解除並びに路上喫煙防止に係る重要事項の調査審議を行っておるところです。

平成19年に大阪のキタとミナミをつなぐ御堂筋及び中央公会堂周辺を路上喫煙禁止地区として初めて指定しまして、平成27年には都島区の京橋駅周辺も路上喫煙禁止地区ということで指定されたところです。

後ろに今カラーコピーでつけておりますけれども、現在の路上喫煙禁止地区ということになります。

路上喫煙禁止地区内では、受動喫煙やたばこのポイ捨て等の防止の観点から禁止地区付近に喫煙所を設けるといってされておまして、こちらがそのカラーの路上喫煙禁止地区、見ていただきますと御堂筋大江橋、淀屋橋のほうです、大江橋北詰のところに1カ所、難波のほうに1カ所、京橋のほうにも1カ所ということで喫煙所が設けられておるといってのがわかるかと思っております。

これに違反すると、警察OBを雇用した指導員により路上喫煙禁止の呼びかけや、1,000円の過料徴収を行っておるところです。

路上喫煙禁止地区の指定に係る考え方は、平成25年の大阪市路上喫煙対策委員会からの答申、四角囲みのところですがけれども、ございますように、駅周辺や通行者が比較的多いことで迷惑や危険が及ぶ地域。天王寺駅周辺もまさにそういったエリアになると思うんですがけれども、PRや抑止効果が高い地域、それと禁止地区の明確性が確保できる地域を基本として検討し、また喫煙の規制だけでなくマナーを守った喫煙のため、禁止地区またはそれに近い場所に、先ほど申し上げました喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ喫煙所を設けられたいということが答申として出されております。

続きまして、平成20年度からということで書かれておりますけれども、たばこ市

民マナー向上エリア制度です。

路上喫煙を取り締まるというだけでなく、平成20年度からは地域の市民の皆さんや事業者等が主体となって自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただいております。その活動を本市がサポートするたばこ市民マナー向上エリア制度を全国初の取組として開始、スタートしたところでございます。

天王寺駅周辺では、大阪南部たばこ商業協同組合女性部の皆さんとT A C L（タックル）の皆さんに活動いただいております。

その活動エリアにつきましては、本日机上にお配りさせていただきましたA3の縦型の資料Aのほうです。こちらの資料Aのほうに記載させていただいております。青の部分が大阪南部たばこ商業協同組合女性部、黄土色の部分がT A C Lの活動エリアということで、T A C Lのほうはかなり幅広くというか、天王寺区と阿倍野区にまたがって活動されておるところでして、J R天王寺駅西側のロータリーや東口のあたり、阿倍野歩道橋、あべのハルカスや、あべのH o o pの北側のエリアの清掃や路上喫煙禁止の啓発を行っていただいております。

ちなみにそのJ R天王寺駅西側のロータリーのところです、ここを囲った形になってはいますが、この囲ったところ全てが活動エリアということで活動されておるところです。

次の資料に行きますけれども、資料2のほうをごらんください。資料2につきましては、これまでの路上喫煙禁止地区における過料処分件数ということで表を添付させていただきます。

最初に御堂筋及び大阪市役所、中央公会堂周辺が指定され、平成27年2月から京橋地区が指定されたということになってはいますが、指定されてピーク的には21年度あたりがピークになっておりますけれども、禁止地区に指定して取り組んだ成果ということで、年々件数的には減ってきておるという形になります。

トータルでは29年度末までに7万2,000件ほどの過料処分件数があるという

ことで、掛ける1,000円が入ってきているということになります。

次の資料に行きますけれども、本日の新聞記事にも出ておりましたけれども資料3のほうです。現在の中央区、戎橋・心齋橋筋地域ということで、京橋地域に続く新たな路上喫煙禁止地区の指定ということで検討されておりました、昨日大阪市路上喫煙対策委員会が開かれてということで、本日新聞記事のほうにも掲載されておるところですけれども、その資料を添付させていただいております。

資料3-3のところですが、中央区のほうでは平成29年に地元商店会や町会への意見聴取を行った後、中央区区政会議において両商店会を路上喫煙禁止地区に指定することを決議しました。

それを受けまして、環境局から年明けに大阪市路上喫煙対策委員会へ諮問し、2月には市民の皆さんから広く意見を募集し、意見を積極的に市政に反映させる仕組みであるパブリックコメントも実施したところです。

昨日の路上喫煙対策委員会を経て答申を行いまして、禁止地区の告示を行って、予定としましては来年2月の禁止地区指定をめざしておるというところになっております。その資料を添付させていただいております。

この資料では一番右の路上喫煙禁止地区エリア図です。御堂筋がございまして、その右側に心齋橋筋が南北に走っておるんですけれども、当初中央区が挙げられたんでは喫煙所を設けないといいますが、もともと難波のところに喫煙所があるので、新たな喫煙所は設けなくてもいけるやろうということで諮問されたんですけれども、この対策委員会の中でやっぱり喫煙所はセットやという答申も出しているということで、改めて検討された結果、まだ場所の確定はございませんけれども長堀通のところ、あるいは道頓堀川のリバーウォークのところ、そのあたりを今、設置するというところで検討されておる案を出されておるところです。

続きまして、天王寺駅周辺ということになりますと、先ほども申しあげましたように天王寺区のエリアと、あと阿倍野区のエリアがございまして、阿倍野区のほう为天

王寺区より少し先んじて部会等も開催されて検討されておるということで、阿倍野区の状況につきましてご紹介させていただきます。それが本日お配りさせていただいた資料Bというものになりますのでごらんください。

これが阿倍野区の地図です。この資料Bにつきましては、阿倍野区の第1回区政会議の資料から抜粋させていただいたものです。

阿倍野区さんの案としましては、案というのがその天王寺駅の南側です。阿部野橋駅周辺では3団体のたばこ市民マナー向上団体が活動しておられます。団体が活動しているエリアがかなり広域となっていることから、活動実績のあるエリアのうち集客、特に通行者が多い地域、PR抑止効果の高い地域、そして明確性の過去の観点から、この資料Bに青色の線で示したところを現在の、まだ最終ではないですけれども、現時点の阿倍野区さんの禁止地区案として検討されておるところです。

ちなみに東西に入っておところが、先ほど天王寺区のほうでも紹介させていただいたTACLです。TACLさん、あの天王寺区のエリアと阿倍野区のエリア両方にまたがってたばこ市民マナー向上エリアということで活動されておるエリアがこの東西、阿倍野歩道橋と東西の道路の部分になります。

南北ですね。喫煙所オアシスと書いているところ、さらに南のほうまで活動されているんですけれども、それがジョイフルたばこ阿倍野ユニオンというところが活動されておるエリアということで、このあたりを禁止地区案ということで、阿倍野区さんは現時点で考えておられるというところですよ。

天王寺エリアといいましても、天王寺区と阿倍野区に分かれておりますけれども、一体のエリアになりますので、このあたりも参考に今後検討していくことになるのかと考えております。

ちなみに3団体ということで、あともう1団体はかなり広域的に、この阿倍野筋の西側、東側、かなり広域的にたばこ市民マナー向上エリアとして活動されている、ゆめまちロードOSAKAあべのというところがございまして、エリア的には、あべの

ルシアスであるとか、きんえいアポロビルであるとか、あべのキューズモールであるとか、東側は近鉄の阿部野橋駅、あべのハルカス、H o o p、 a n dあたりを活動エリアとして、かなり広域的に面的に活動されているところもございます。

こちらが資料B、阿倍野区さんの現在の検討状況です。先ほども申しあげましたけれども、喫煙所オアシス、1カ所喫煙所があるということで、地下鉄阿倍野駅の、大阪メトロですね、阿倍野駅の出口のすぐの場所、近鉄、阪神高速の高架下に阿倍野の交差点なんですけれども、南東の角のところに既に喫煙所は設けられておるといふところになっております。

次の資料に移りますけれども、資料4-1です。喫煙率調査ということで、毎年環境局さんが行っておられる喫煙率調査の資料を添付させていただいております。

平成18年から毎年行っておられる定点調査の結果ということで、ちょっとすみません、字が細かいですけれども添付させていただいておりまして、資料的には通行人のうち何人が路上喫煙を行っているか調査されているということで、委託してやられているんですけど、一番下に書いているように朝7時半から9時、昼14時半から16時とか、この時間帯に通られる方全てを調査されて、このパーセンテージを出しておるといふところなんです。

全体的には一番下のところなんですけれども、平成18年度初回では1.77、100人中1.77人が喫煙されておったというのが、昨年の調査では0.22人ということで、全体的な取組によって市全体で減ってきている。この表は上から路上喫煙禁止地区とたばこ市民マナー向上エリア、それ以外のエリアということで分けていまして、特に上の3から15のところなんですけれども、禁止地区に指定したエリアの平均でいきますと、ここが一番減っておると、18年度が2.57人やったんが昨年は0.16人になっているということで、禁止地区の効果が喫煙率調査の結果にもあらわれておるといふ資料になっております。

路上喫煙対策を行ってほしいといったご要望は当区にも当然ながら寄せられており

まして、特にお声としては J R 天王寺駅から近鉄阿部野橋駅側へ渡る天王寺駅東口前の横断歩道付近や、天王寺駅西口前の横断歩道での喫煙に対するご意見が多くなっておりま

す。次にまた 1 枚めくっていただきまして資料 4-2、A 4 横になりますけれども、資料 4-1 にも記載されておる J R 天王寺駅東口前横断歩道も入っておりますけれども、今回天王寺区のほうで路上喫煙禁止地区を検討するに当たり、追加して喫煙率調査を行っていただきたいということで、昨年に 2 カ所、J R 天王寺駅南側歩道橋のところと J R 天王寺駅西口前横断歩道のところを昨年初めて追加的に調査いただいた結果も掲載させていただいておりますので、どこを調査したかというのは後ろの A 3 のペーパーになりますけれども、J R 天王寺駅東口前の横断歩道、J R 天王寺駅南側歩道橋、阿倍野歩道橋ですね、それと J R 天王寺駅西口前横断歩道ということで調査を行った結果を掲載させていただいておりますので、それを見ますと歩道橋の部分は 0.09% ということで、かなり低い調査結果やったんですけど、特に西口前の横断歩道が全ての調査地点（4.67%）と比べても格段に飛び抜けて、大阪市平均が 0.22% ですので 20 倍以上喫煙されている方がおられるという結果になっております。

バスの降り場、あるいはあべちかから上がってくる階段、渡る横断歩道があるんですけれども、結構人が滞留できるスペースもありますので、このあたりの喫煙率が上がっておるのかなと考えておるところです。それが喫煙率調査の結果というふうになっております。

次が資料 5 のほうになりますけれども、資料 5 につきましては主に環境局さんでやっておられる取組になりますけれども、路上喫煙対策の周知啓発ということで、大阪府が取り組んでいる内容の資料を添付させていただいております。

啓発効果を高めるため、大阪市内のプロスポーツチームであるセレッソ大阪、オリックス・バファローズ、エヴェッサ大阪とのタイアップポスターでありますとか、動画の作成や掲示を行っておるところです。

また資料をめくっていただきますと、インバウンド対応として大阪市観光局が作成する外国語版ガイドブックでの記事掲載、また国内旅行ガイドのまっぷるや、るるぶにも大阪市の路上喫煙禁止地区について周知啓発しているというところです。

加えまして、新成人が集う成人式なんかでも路上喫煙禁止を知らせるチラシの配布なんかを行っておるというところで、そうした路上喫煙対策の周知啓発の取組情報についてもご紹介させていただきました。

資料6、A4横の資料になりますけれども、こちらは天王寺駅、路上喫煙の禁止地区指定に向けたスケジュールということで掲載させていただいてまして、本日が第1回目の天王寺区路上喫煙対策部会ということで、先ほど申しあげました第2回目、区の方、部会の案を取りまとめていただく予定でも、第2回目の10月もしくは11月に予定しておる第2回目の部会を開催させていただくと。その案をもって今度12月に予定しております区政会議のほうに部会での集約した意見をご報告させていただいて、ご意見をいただくという予定にしております。

区政会議で決議をいただくものではなくて、その案をもとに区政会議でもご意見をいただいた上で、あくまでも区案の決定は区で決めるということになっておりますので、そのあたりのご意見を踏まえて、年内には禁止地区の天王寺区案を喫煙所もセットで設けるということになりますけれども、その案を決定していきたいと考えております。

第2回目の、今度は部会としての禁止地区案を取りまとめていく会議ですけど、それに向けては本日もご意見をいただきますけれども、さらにJR天王寺駅周辺で実際に喫煙されている方も含めて、多くの方の意見をいただきたいというようなことを考えておりまして、9月下旬から10月上旬にかけて、当区の職員が地域へ出向いてご意見をお伺いする、あなたの声をつなげ隊というものがあるんですけれども、それをJR天王寺駅周辺で路上喫煙に関するアンケート調査を実施したいということで、ご意見のボリュームをとりたいたいと思っております、それをもって、それと合わせまし

て、先ほどの喫煙率調査を今年度環境局さんもされますので、その喫煙率調査の結果をまた第2回目の部会で報告させていただいた上で、部会としての案を取りまとめていただければと思っております。

それ以降につきましては、どちらかという環境局さんのほうになるんですけども、来年1月以降に大阪市路上喫煙対策委員会のほうに諮問しまして、並行してパブリックコメントも実施する。それを集約していきまして、委員会のほうの答申を得て禁止地区の正式決定、告示ということで、その後、周知啓発活動が必要ですし、路上喫煙禁止地区の標示物、路面シールであるとか標示板、それを必要な箇所に設置していった上で、再来年の2月ということになりますけれども、だいたい中央区と同じようなスケジュール感になりますけれども、禁止地区を運用開始ということで、過料の1,000円徴収ということもスタートしていきたいというふうに考えております。

禁止地区の検討に当たってなんですけれども、先ほど申し上げましたように委員会のほうで答申が出されております。通行者数が比較的多い地域であるとか、明確性を確保するようであるとか、あるいは近い地域に喫煙所を設けるというようなことが挙げられておりますけれども、実際に禁止地区を検討していくということに当たっては、さらにこちらの都合という部分もあるのかもしれないですけれどもございまして、3例ほどあるんですけれども、それをちょっと挙げさせていただきますと、路上喫煙禁止地区指定に係る看板設置とか啓発の経費、あとは清掃費等も必要ですけれども、それは区の予算から出すということになっておりまして、今ちょっと詳細の積算はしておらないんですけれども、31年度予算で数百万を区の予算から出していかなとあかんというのが1つございます。無尽蔵に予算が出て、どこかにこれに係る予算が確保されて、それを取りにいったらいいということにはなっていないところです。

それから先ほど来申し上げておりますように、路上喫煙禁止地区では過料徴収を行う指導員さんが巡回で回られておられますけれども、この間、京橋地区がふえて、来年には中央区の心斎橋筋、戎橋筋が増える。さらに我々の天王寺駅周辺が増えるとい

うことなんですけれども、そのあたり指導員さんの数に限りがありますので、エリアがどんどんふえていくと、その実効性を担保する過料を徴収する頻度が下がるというか、希薄化がされるというあたりも念頭に置いて考えていかないとあかんのかと。

それともう1点、先ほど来申し上げておりますように、行政区としては阿倍野区、天王寺区に分かれておりますけれども、天王寺駅周辺エリアということで、もう一体ですので、あまりにもバランスを欠いたようなエリア設定はできないということになりますので、結論が今出た段階ではないですけれども、阿倍野区さんとのバランスも考慮しながら検討は必要だと考えております。

そうしたことを踏まえて、阿倍野区さんの現状の取りまとめの状況なんかも踏まえて、先ほどご紹介させていただきました資料Aですけれども、現在天王寺駅周辺、天王寺区側で、たばこ市民マナー向上エリアということで活動いただいている、青の大阪南部たばこ商業協同組合女性部と黄土色のTACLさんの部分、このあたりを中心にやっぱり検討していくべきなのかと。

ここ限定という意味合いではないですけれど、このあたりを中心に検討していくべきなのかと考えております。いろいろなご意見はもちろんあると思うんですけれども、というふうに考えております。

ちなみに、すみません、今資料Aを出していただいたということで、ちょっと行政区になってあれなんですけど、要するに、区の境界というのはちょっとわかりづらいところにありまして、近鉄前の交差点がありまして、その南側が阿倍野区になるんですけれども、そこの交差点の北西側、このピンクの点々で描いたのが区の境界ということになりますので、ひょっとしたら、ここは天王寺区やないのと思われてる方もおられるかもしれませんが、例えば近鉄前の北西側につきましては、北西側の歩道は阿倍野区になります。北東側につきましても区境は車道の真ん中ということでなくて、JR天王寺駅東口のところは、前の歩道は天王寺区なんですけれども、そのさらに東に行くと阿倍野区に入るといような形の区の境界になっておりますので、また

阿倍野区側に関してもご意見は頂戴するのは全然構わないかと思うんですけれども、天王寺区のほうで決めますのは天王寺区のエリアを決めていくということになりますので、ちょっと補足ということで申し添えておきます。

すみません、ちょっと長くなって申しわけないですけれども、私のほうからご説明申し上げました。ご意見のほう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○竹田議長

ありがとうございました。

早口でいっぱい言われたもんですから、聞き取るのが大変だったんですけど。

○川畠課長

もしわかりづらいところがありましたら、またお聞きいただいたら説明させていただきます。

○竹田議長

でもお話をお伺いしていて、要は大阪市全体というのは、この路上喫煙禁止じゃないんですね。

○川畠課長

市全体はそうです。努力目標、責務としては条例に書かせていただいています。

○竹田議長

努力しましょうということですね。その中でこういう禁止地域、地区をつくっていかうという話ですね。

○川畠課長

そうです。禁止地区については、違反された方には過料徴収するという形になっております。

○竹田議長

ということですね。それで当然、取り締まるスタッフの方がそこに配置されるわけですね。

○川島課長

そうです。巡回して見て回っているというところです。

○竹田議長

ということなんですけども、皆さん何かご意見ございますでしょうか。ご意見ある方は挙手いただきまして、マイクを持って行っていただきます。

中山委員さん、どうぞ。

○中山委員

資料4-1と4-2の見方をちょっと確認したいんですけど、御堂筋で禁止になったのは平成19年4月からということによろしいですね。

要はこの一番左側の18年度3回分というのは、それまで何もなかったんですけど、19年以降は何かそういう条例で厳しくなりましたということですけど、ただそれも禁止区域のところだけが限定対象になっているということですよ。

ただそれ以外のところでも、数字的には喫煙率が低いんですけど、囲んでいただいている上本町六丁目とか、なんかすごい高い、すごいというのかまあ高いじゃないですか。ちょっとその辺が気にはなっていて、あと4-2のところでおっしゃられたJR天王寺駅西口前が4.67%、これが何かそんなに突出して高いのは何が問題なのかというのと、あとそもそも、例えば高校生とかもたくさん歩いている時間帯に測定されているのかと思うんです。7時半から9時とかですけど、その辺は分母に入っているんですか。それとも青年、大人だろうと思われて、そのうち4.67%なのか、絶対吸うはずのない人たちも入れた上でさらに、それでも4.67%というのは実質もっと高いと捉えていいんでしょうか。

○川島課長

よろしいですか。お答えさせていただきます。もし解答が間違っておれば補足いただけたらと思います。

基本的には、聞いておりますのは全数調査ということで聞いているので、その時間

帯にここに、さらに小さい字で申しわけないですけども、調査時間帯と書いてる時間帯にこの場所を通られた方です。

ですので、それも年齢は関係なく測定されていますので、年齢もなかなかわかりづらいところもありますけれども、19歳なのか20歳なのかわかりづらいところもありますけれども、基本は通られる方は全員を分母として、どれだけ吸われているかというのはパーセントで出しているというところですよ。

西口は今回検討するようになって初めてとっていただいたんで、なかなかこれがこの理由やというのを明確に分析できているわけではないですけども、やはりバスの降り口とか地下街からの上がってくる場所があって、実際は結構吸っている方がおられます。やっぱり滞留ができるところ、今回は心齋橋筋、戎橋筋を検討されていますけれども、人が多過ぎてなかなか吸いづらい、多過ぎると逆に吸いづらいと、逆に滞留できると吸いやすいというような部分もあるので、まあまあ吸いやすい場所になっているのかと、飛び抜けて高いですから。というふうなのは、どっちかという人が流れていくところではなかなか吸いづらいのかと考えておるところですよ。

○中山委員

すみません、そうしますともう一つですけど、上六の交差点なんですけど、これは今回対象じゃないですけど範囲的には、ここは何でそんなに減ってきてるのかというのが、これは何か啓発活動とかそれだけでこんなに減るものだと思っていいのでしょうか。

○川畠課長

そうですね、ごめんなさい、補足があったら言っていただいたらあれなんですけれども、基本的にはやっぱり喫煙される方自体の単位が減ってきているというのがありますし、大阪市では特に先ほども申し上げました啓発周知ということで、禁止地区だけではなくて全体的に減ってきているというのは、喫煙される方が減ってきているというところと、そういう啓発の効果というのも出てきているのかというふうには。

ここは固定してずっと定点調査ということではされているところですので、それがまあまあおおむね減ってきているというのは、そういう効果があらわれてきているところかと考えるところです。

○竹田議長

ほかに、何かご意見ございますでしょうか。

はい。どうぞ。

○玉井委員

幾つかご質問をさせていただけたらと思っています。

過料の取り締まりをする方ですけども、これはどういう感じで過料を徴収されている感じなんですか。僕、個人的にはあまり見たことがないといったらあれなんですけど、駐禁とかを取り締まられている方は結構見るんですけど、過料というのはどういう感じで、どれぐらいの頻度で。それで頻度自体は変わってないのか、それともやっぱり最初の導入の時期は過料の取り締まりの方が多かったのを少しずつ減らしているとか、そのあたりをお伺いさせていただきたいのと、あとは過料収入がどれぐらいあるのか。

先ほど区の予算という話が出ていましたけども、過料で徴収した分をそのまま充てるというのは恐らく区の、市の予算上は難しいと思いますけども、一定の額は入るかと思しますので、そのあたりがどれぐらいになってるのかというのをまずお伺いできたらと思います。

○川島課長

すみません、過料の取り締まり条件についてですと、環境局さんのほうからお答えいただきます。

過料の収入につきましては先ほどの資料2のところでは

基本的にはこれ掛ける1,000円ということになっておりますので、各年度の徴収金額ということになります。

指導員さんにつきましては環境局さんのほうで雇用されていますので、収入については環境局さんのほうに入ると理解しております。もし間違いがありましたら訂正も含めて。

○西尾環境局事業管理課長

今、課長がご説明いただいた部分につきましてはまさにそのとおりということで、若干補足させていただきますけれども、指導員が警察のOBの方というのはだいたいは知っていただいていることで、これはなかなかそうした指導なり過料徴収の経験がなかったらできるものじゃございません。

やっぱり1,000円といえども貴重なお小遣いなりお金ですので、それを頂戴するといったらちゃんとした説明もせなあかんし、いわゆる警察官当時のノウハウ、交通法規の取り締まりとかいろんな経験が役立つものでありまして、これは私、環境局の事業管理課長ですけれども、西尾と申します、すみません。西尾ですけれども、事業環境局の課長でもなかなか過料徴収するというのは難しい面がありまして、やはりここは知見の長けた警察OBの方でということで、19年10月から過料徴収いたしましたけれども、当時からも警察OBの力に頼っているのが状況です。

当初から13名の警察OBの方々に指導員をしていただきまして、1人がチームリーダーということで、残り12人の方で1班4人の3班体制ということで、朝の9時から勤務時間帯、若干土曜日、日曜日も出勤して、対応をしていただいております関係、また御堂筋に来られましては、やはり夜間の対応とかも要るということで、9時から夜の7時までというのを時間帯も調整しながら対応させていただいているということで対応してきていまして、それで過料徴収を今、川島課長のほうからご説明がありましたように、だいたい年間6,000件ぐらいでこの間過料徴収件数が推移していまして、掛けることの1,000円ですのでだいたい600万円。

少ないときはこの29年度は若干数が減ってきたという部分で4,270件ですが、この年は1,000円掛けたら427万円ということで、400万円から一番多い2

1年度では1,100万の収入があったんですけども、一方で13名のいわゆる人件費なんですけれども、毎月のお給料と、あと事業主負担金の関係、保険とかの関係も必要ですし、また通勤費の関係とかもありますので、1人当たりだいたい400万ぐらいかかっている。13名でだいたい5,200万かかっていますので、いわゆる過料徴収、すごい500万も上がっている、料金を徴収してるねんな、しかしながらこの人件費の部分だけでも既に予算超過ということで、そこにつきましては一般財源のほうで補填した上でこの対応をやっている。

過料徴収が本筋でやっているわけじゃございません。大阪市の利益を上げるためにやってるんじゃなくて、やはりマナーを守っていただく、これを浸透させるために1つのシンボリックな取組として19年に条例をつくりまして、過料徴収地域なり禁止地域を指定させていただいた。そこで過料も徴収するけれども、そのことがPR効果を呼んでいくということで、先ほどご説明にもありましたけど、4-1の資料でも当初は全体平均が1.77%ですから、非常に禁止地域においても、マナーエリアでもその他の地域でも非常に全体では2%ぐらい、表4-1ですけども。18年度の調査では禁止地域の平均が2.57%の喫煙率。たばこ市民マナー向上エリアでは0.81%、上記以外のいわゆるマナーエリアでもなし、禁止地域でもないところについては2.3%、それがこの29年9月の調査では禁止地域が0.16%であり、マナーエリアでも0.14%、それで上記以外のところでも0.33%ということで、大きくは20分の1ぐらい減っているようなことで、過料徴収、それで禁止地域の指定という形をつないでいくことによりまして、全体のPR効果が上がってきているのかということで考えております。

それでまさしく先ほどの質問だったんですけども、天王寺駅のところは川畠課長がおっしゃったとおりで、いわゆる大阪メトロなり、JRの乗降客数も非常に多いですし、またあのポイントというのは人の通らない場所になっていますので、非常にたばこを吸いやすいような状況もあって、そのままポイ捨てされている方もいらっしゃる

るような状況等があるのかと思っております。

質問につきましては、以上でよろしいでしょうか。

○玉井委員

はい。

○西尾環境局事業管理課長

よろしく願いいたします。

○竹田議長

ありがとうございます。

なかなかこの喫煙対策っていうのもね。まだご質問。はい、どうぞ。

○玉井委員

すみません、何個も申しわけないんですけども、あと2つほどお伺いさせていただけたらと思います。

喫煙率というのも大事だと思うんですけども、結局母数自体もかなり大事かなと思っていて、これは一体、例えば1,000人いるところと1万人が通るところでは恐らくポイ捨ての頻度も違うし、吸われている人数も違うのかと思うんですけど、この挙げていただいた16、17、18というところはやはり多いという形なんでしょうか。あとは西口のほうですか、これは相当人数が多いという理解でいいのかというのと、あと大阪南部たばこ商業協同組合女性部の方々とTACLの方々です、これはすみません、聞き逃していたらあれなんですけれども、これは具体的に何を活動されているのかというので、例えばポイ捨てを拾われているのか、それとも吸わないよというように啓発されているのか。マナー向上の中身でもいろいろあると思うんですけども、具体的に一体どういう活動をされているのかという、その2点をお伺いできればと思います。

○川畠課長

すみません、たまたまちょっと手元に資料がある分のほうだけお答えさせていただ

きますけれども、その全数調査をやっているけれども、母数というかその通行者数がどれぐらいやねんというところで、天王寺区の、天王寺駅周辺のほうになりますけれども、すみませんちょっと手元に資料がありますのが。

ずっとやっておる東口のところが1万1,000人です。この時間帯の全数調査ということでやっております。歩道橋のところが3万9,000人です。西口前のところが先ほども申しあげました、流れがなくて滞留できるということにもつながっているんですけれども、こちらのほうがこの時間帯の通行者として1,200名ということで、ちょっと一桁違うというあたりが逆にいうと吸いやすくなっているのかなと思われるところです。

ちょっとまた補足があったら言っていたらあれなんですけれども、たばこ市民マナー向上エリアの取組としては、啓発活動としてチラシであったりティッシュであったり配られたりとか、あるいは清掃活動もされていると思うんですけれども、ポイ捨て防止のための携帯用灰皿を配られたりとかされていると聞いております。ただお仕事もしながらとかいうようなことでされているので、そんなに頻繁にされているわけではなくて、活動ペースとしては月に何回とかいうことでされているようです。ちょっと一般的な解答ですけれども、よろしく願いいたします。

○竹田議長

玉井委員さん、それでよろしいでしょうか。

○玉井委員

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○竹田議長

ほかに何かご質問、ご意見とか。

中野さん、どうぞ。

○中野佳弘委員

先ほどの玉井委員のご質問の続きになるかもわかりませんが、御堂筋で過料徴収

されて、その徴収率です。吸っていますよねと注意をされて、1,000円徴収ですという形で、すんなり払われる方と払われない方、100%なのかどうか、それを教えていただきたいのと、あと、ここにあります喫煙率が徐々に下がってきてるところの調査はありますけれども、最近火を使わないたばこですか、ちょっとわかりませんが、ああいうのであれば吸っているのか吸っていないのかわかりませんよね。歩きながらこう吸って、こう何か置いてという形で煙が出るわけではないので、そういうのもあって下がっているというのは考えられないでしょうか。以上2つです。

○川畠課長

1点目が路上喫煙禁止地区での指導員さんの徴収状況ですね。

○中野佳弘委員

そうです。

○川畠課長

それで2点目が、今やったら加熱式たばこかがあるけれども、そのあたりの状況がどうやねんというところですね。

ごめんなさい、これももし間違っていたら。

○西尾環境局事業管理課長

僕のほうで。

○川畠課長

よろしいですか、じゃあ2点とも環境局さんに。

○西尾環境局事業管理課長

環境局事業管理課長、西尾でございます。

2点お問いなんですけれども、徴収率につきましてはだいたい50から60%ぐらいという報告を受けています。

指導にあたった瞬間に走って逃げ去るというような行為がやはりあるということも

聞いておりますし、それと御堂筋なんかでしたら、路地というんですか、脇道に入り込んだらもうそこで禁止地域じゃないというのが実情でして、本当にきわきわのところでお吸いになっている。禁止地域の認識を持ちながらきわきわで吸って、我々の指導員のそうした巡回を冷ややかな目で見られているというか、愉快犯的なようなたばこの喫煙をされる方も中にはいらっしゃるという聞いておまして、日々適切な指導をやった上で過料についてもご説明させていただくということで、必ずとり切らなければいけないんですけれど、なかなかそれはでききれてないような状況は報告が上がっております。

次に、加熱式たばこというのが今非常にシェアが広がってきてるということで、それで加熱式たばこは、たばこ事業者さんいわく、いわゆる受動喫煙の健康被害の度合いも少ないということでおっしゃっていますけど、なかなかそれは科学的なデータとして完璧に国として認めているという状況でないということで、今そうした治験を重ねていくような状況だとは聞いているんですけれども、一方で火はつかないということで、安心・安全の点では通常の紙巻きたばこに比べたら害はないかと。

一方でたばこのポイ捨て、吸ったあとの吸い殻を捨てるという行為、これは私ども環境局の立場として、そうした美観の観点で事務局が仰せつかっているわけなんですけれども、加熱式たばこにつきましては吸った後のフィルターというのは、たばこの葉っぱがない分、持ち運びやすいのはそのままケースに入れやすいんですけれども、心無い人はそうしたものを捨てられるような様子とかはあるのかと思っているんですけれども。

今、御堂筋なり京橋地域で、禁止地域で加熱式たばこをもしお吸いになってる方がいらっしゃいましたら、過料徴収は今大阪市はしてないんです。加熱式たばこは禁止地域内でもお吸いになっていても過料徴収はしていませんけれども、あちらのほうに喫煙場所がありますので、喫煙なさるのでしたらそちらのほうでという形で誘導をかけてる状況でございます。

ほかの通常の紙巻きたばこは禁止地域内でお吸いになっていたら、禁止地域ですので過料徴収になりますということで料金徴収をやっていますけれども、加熱式たばこは火のついた関係とかいう部分がありまして、たばこの認識がもともと条例上、火のついたものというような部分でありましたので、ちょっとその辺の扱いを今後どうするかというのは1つの課題です。昨年度に実施した路上喫煙の私どもの対策委員会の中でも、1年間の通常、いわゆる状況も先ほどの定点調査の状況とか過料徴収状況とかいうのをご報告させていただく中でも、1年、2年前ですか、加熱式たばこが最近シェアがふえてきている、ここをどうするかというのは今後のいわゆる法律改正とかいろんな状況を他都市の動向とかも見据える中で決定していきたいということで、将来にわたる課題ということでご説明させていただきまして、現時点ではその取り扱いにつきましては、過料徴収とはしていないのが実情でございます。以上でございます。

○中野佳弘委員

ありがとうございます。

○竹田議長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○中野佳弘委員

はい。ありがとうございます。

○竹田議長

ほかに。というかほとんど質問事項ばかりなんですけど、本当に我々も日ごろはこういうのを考えたこともないし、知識としてあるわけでもないの、やっぱりこういう場でまず認識を深めるというのも大事なことだと思います。その上で今日の議題、対策を考えていけたらと思っております。

ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

別に副議長でもいいんですよ。

○中野浩志副議長

とりあえず天王寺区の喫煙禁止地域というのか場所というのはどこなのかというのは、今多分青い線が入っているところと、この黄土色のところのスペースと思うんですけども、それと喫煙所をどこにするかというのをちょっと教えてもらえたらいいかと思っているんですけども。

○川畠課長

今ご意見、ご質問等をいただいております、またエリア的には天王寺駅周辺、天王寺区内の天王寺駅周辺ということになりますけど、いろいろな考え方があると思いますので、またこのエリア禁止地区を指定するというのは結局線を引く作業ですので、どのあたりを指定すべきというご意見もございましたら、またお教えいただけたらと思っております。

今ご質問いただいた喫煙所をどこにというご質問なんですけれども、新たに路上喫煙禁止地区を設定するということになりますので、たまたまといいますか、阿倍野区の端っこのほうにはオアシスという喫煙所があるんですけども、それで事足りているとは思いませんので、どこかに、多分と申しますか、そのJR天王寺駅近くに設けるべき、路上喫煙禁止地区内だけではなくて、近くであれば離れたところでもいいということになっておりますけど、ある程度のスペースも必要ですので、JR天王寺駅周辺のどこかになると思います。

今の時点でどこに設けるかということの案はちょっと持ち合わせておりませんので、次回、ただそれも区案として決定せんとあかんということになりますので、第2回にはこのあたりに設けてはどうかという区案をご提示させていただいて、第2回のときにご意見をいただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○竹田議長

説明をありがとうございます。

この条例を読んでおりましたら、まさにその路上喫煙禁止地域を決めるのがこの部

会と考えていいのでしょうか。ご提案するというか、何とか委員会。

○川畠課長

そうですね。決定をいただくのは審議会です。路上喫煙対策委員会のほうで決定します。

○竹田議長

対策委員会ですね。

○川畠課長

そこでご検討いただく、たたき台というか、区案をまずつくるということになっておりますので、区案をつくるためには区政会議のご意見をお聞きしてという形になりますので、今そのための部会ということでご議論いただいているというところで

○竹田議長

そういうことですね。

はい。どうぞ。

○中山委員

天王寺駅東口前の横断歩道というところで定点調査をされているということですが、この改札を出たところで喫煙するエリアはあるんですけど、それとも禁止してあります、ここで吸わないでくださいと書いてあったような気もするんですけど、結構吸ってはる人がいる気もしたんです。

先ほど分母が1万1,000人、割ったら50人です。何かずっと立って吸ってる人だけ、一瞬にして50人ぐらいをカウントできるような気がするんですけど、どこをカウントしたんですか。

この資料で横断歩道を歩いている人とかいうことですか。駅のすぐ、A B C Dと書いてありますが、Aの辺とかでも、かなりの人が吸われているような気もしたんですけど。

J Rの方とかはおられるんですか。

○谷本氏（J R西日本大阪支社）

J R西日本大阪支社の谷本と申します。よろしくお願ひいたします。

今ご質問いただいた天王寺駅東口、ちょうど鉄道病院側なんですけども、おっしゃるように大々的に喫煙禁止ですというシールを床のところに大きく張っているんですけども、そこでビールを飲みながらたばこを吸われる方がたくさんいらっしゃいますし、また横断歩道を渡ったところ、都ホテルの空いているスペース、ああいったところでもたくさん吸っていらっしゃいますし、また地下鉄のメトロ様からちょうど上がってくる近鉄さんとの接点のところがエスカレーターで上がってくるところがあるんですけども、そのスペースもありまして、そこでも吸ってるという、どこでもスペースがあるところでは吸っているというような状況になっております。

ですので、我々としましても、朝の7時半とか8時ごろとか人が多いところについては駅係員であるとか、駅の本来はホームの安全を守るための警備員が、ちり取りとほうきを持ってちりかきをするんですけども、J Rの土地以外やったらいいんやろうと行って、先ほど喫煙指定を環境局様がおっしゃっているように、大阪市様の道路のほうに一步出て吸うとかいうような状況が繰り返されているのが現状でございます。これだけでよろしかったでしょうか。

○竹田議長

今、中山委員さんから言われたように、50人ぐらいのものなんですか。もっとおられるんですか。

1万1,000人の。

○谷本氏（J R西日本大阪支社）

いや正直もっと人はおります、時間帯にもよりますけど。ただ、だいたい定点観測していただいている最近というのは、先ほど申しましたように駅員、係員とかが朝の7時半からはずっとだいたい掃除したり啓発したりしていますので、相当減ってきて

いるというような状況なんですけども、やはり1日通して見ると相当数いらっしゃいます。警備員の居ない夜の時間帯から朝7時半ごろの吸殻掃除を始めていくと、すぐに吸い殻だらけというような状況はあります。当社の敷地もそうですけども、実際に渡ったところの都ホテルの前であるとか、大阪市様の土地であるとか、そういったところもたばこは絶えずあるような状況です。

○竹田議長

ということですね。

要はその自分らの見ているエリアのちょっと出たところで吸っている分は、カウントされてないということですね。

○谷本氏（JR西日本大阪支社）

はい。カウントされてないというか、時間帯と日も1日だけというような状況もありますので、1つの指標としてはやっぱり多いという感覚は合っていると思います。

○竹田議長

だからその吸っている人の数を数えるよりも、吸い殻の数を数えていたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○谷本氏（JR西日本大阪支社）

相当ありますね。各担当局様の整備されている方も、トレイを引っ張って道路を掃除していただいたりとかも、朝の段階でいつも定期的に鉄道病院の前から当社の天王寺駅の東口あたりを毎日掃除していただいているので、相当吸い殻を拾っていただいているような状況は、毎朝ご挨拶するんですけど、いつも拾っていただいていますね。

これも本当に、こういうたばこというのはマナーなので、やっぱりお声かけを絶えずして行って、やっぱり吸いにくい環境といいますか、吸えない環境をつくっていくのが大事かと思っていますので、それはもう継続してずっとやっています。

○竹田議長

はい、どうぞ。

○中野佳弘委員

私は今、毎朝天王寺駅を經由して通勤しているんですけども、やはりJRさんのステーションプラザ天王寺を出て、ここでいう左側の通路、最近よくお店がちょっと出ているような状況のところの朝の状況というのが、ものすごく吸われている方が数多く見られるんですけども、これは私の提案なんですけども、JRさんの駅の構内の中で喫煙所というのをつくってみられるのはどうなのかというのがあるんです。

それで今こう申し上げますのは、近鉄の上六の駅の地上ホームには喫煙室という形で完全に密封された部屋がありますので、ああいう形でどこかにつくられると、駅から出た瞬間のところ吸われるという方は多少減るんじゃないかという個人的な考えがあります。

そういうのもちょっと可能なかどうかということと、あとその議長がおっしゃってましたポイ捨ての数を数えたほうがいいんじゃないかとおっしゃっていただいているんですけども、私の勤務先はJRさんの大和路線を1つ行った駅なんですけども、おりたすぐのところなんですけども、毎月2回ほどボランティア清掃をさせていただいております。それでおっしゃるとおり空き缶があれば絶対に吸い殻がありますので、最近空き缶のポイ捨て等も減ってきてはいるんですけども、空き缶イコールたばこの吸い殻みたいな感じで、そこに捨てたらいいみたいな感じのところもありますので、そういったところのマナーも向上していただければと思います。以上です。

○川畠課長

よろしいですか。

1つ目のJRさんの構内の件については貴重な意見を賜ったということですのでよろしいですか。何かご意見があればですが。

○谷本氏（JR西日本大阪支社）

正直に申しますと、喫煙所をつくるのが目的ではなくて、受動喫煙の禁止のほうが目的なので、そうしますと天王寺駅みたいなああいう人の多いところになりますと、

どうしてもお客様の流動等を加味したような、喫煙の煙を逃がすところがないというのが現状です。

○川島課長

喫煙所につきましては先ほど申し上げましたけれども、路上喫煙禁止地区を指定するのであればセットということで、これも屋外に設けられておりますので、ちょっと場所はまだあれですけれども、またJRさんのほうにもご協力いただきながら、ちょっと敷地をお借りするとかいう可能性もございますので、ご協力もいただきながら設置していきたいと思っております。2点目は貴重なご意見ということで承っておきます。

あと、私のほうからでよろしいですか。

○竹田議長

はい。

○川島課長

今度またアンケートをとらせていただいて、二、三百はとりたいと思っているんですけど、あのあたりで喫煙されている方も含めましてアンケートをとって、また2回目のこの部会で報告させていただきたいんですけれども、ちなみに天王寺区として検討するに当たりまして、全く何もなしで検討するわけにもいかないもので、ちょっとボリュームとか、どなたの意見やというとなんなんですけれども、このエリアの天王寺区側ですけれども、町会の会長さんであるとか商店会の会長さんであるとか、あるいはこのあたりの鉄道事業者さんも含め、事業者さんのお声とかをある程度はお聞きしている部分がございます、ちょっと資料としてご紹介できるようなものではないんですけれども。それでいきますとそれぞれのお考えとして、できるだけ広く指定すべきやという意見もあれば、逆にそれぞれのお立場もございまして、できるだけ範囲は狭まるべきやと、あるいはこのあたりのエリアはやめてくれとかいうご意見もございまして、ただいろんなご意見はあったんですけれども、基本、ご意見をお聞きした中

で全員が賛成、基本的には賛成ということで、エリアをどう設定するかというのは別にして、このあたりを路上喫煙禁止地区として設定するのは、中には喫煙される方もおられたとは思いますが、賛成ということでご意見をいただいております。

ただ、お1人といいますか、ここでたばこ市民マナー向上エリア活動団体になるんですけれども、大阪南部たばこ商業協同組合の女性部さんは当然商売柄、本音としては賛成はできへんねんけれども、こういうご時世であるから喫煙所を設けるのであればまあまあ実際活動されており、マナーが悪い部分は感じてもおられますので、こういう時代なので本音としては賛成できへんねんけれども、喫煙所を設けるのであれば賛成と言わざるを得ないという部分も含めて、皆さんからご賛成というご意見もいただいておりますので、エリアをどうするか、一部ご意見もいただいておりますけれども、もしよろしければ、それぞれのご自由な発想でも結構ですので、このあたり、天王寺駅周辺ということになりますけれども、どこを指定すべきやというようなことをもしあれでしたら、よろしければお教えいただけたらありがたいかなと思っております。

○竹田議長

路上喫煙禁止区域をどこにすればいいかということですが、今までの話の流れからして、この天王寺駅周辺が一番。

○川畠課長

今のたばこ市民マナー向上エリアはそうですね。

○竹田議長

実際、路上喫煙の人数も多いわけですよ。ターミナルでいえば、この天王寺区でいえば、このJR天王寺駅と上六と鶴橋ということになるんですけれども。

その3つの中でも、やっぱりこの天王寺駅の特に西口あたりが多いという調査の結果なんですね。

○川畠課長

そうですね。ほかの上六とかエリア的に中長期的に調査をやっているところもござい

ますし、上六でいきますと今の大阪市全体の平均からすると、やや高いというところでもあるんですけれども、もともとのこの議論の出発点が心齋橋筋、戎橋筋もそうなんですけど、観光集客の観点で、やっぱり人がたくさん集まるところからまずやっ払いこうというのがございまして、それからすると天王寺というのはもう市内第3のターミナルということで、まだ指定していないエリアというところでもありますし、今議長がおっしゃっていただいたように、去年の喫煙率調査の結果でも西口なんかは飛び抜けて高い数字が出ておりますので、将来的に拡大していくというのは当然あり得る話だとは思いますが、まずは天王寺駅周辺を阿倍野区と一緒に指定していくべきかと考えておるところです。

○竹田議長

皆さん、いかがでしょうか。今日のこの路上喫煙対策部会として、その天王寺区の中で喫煙禁止区域を設けるのであれば、この天王寺駅周辺と。

○川畠課長

すみません、1点よろしいですか。

最初に玉井様のほうから、過去には喫煙しとったけど今はされてないということをお聞きしましたがけれども、この中で喫煙されている方はおられますか。今はそうではなくても。

○川畠課長

わかりました。またそのあたりは、つなげ隊のアンケートで喫煙されている方のご意見は、また頂戴したいなと思っております。

今はたばこ市民マナー向上エリアを中心ということで上げさせていただいておりますけれども、例えばもっと広げるべきやとか、そんなご意見もひよっとしたらあるかなと思いますので、このあたりはどうなのとかいう、もしご意見がなければもちろん、まあここでええやんと。

実際に指定するとなれば、今このたばこ市民マナー向上エリア、活動団体のエリア

を指定するとしても、天王寺駅、J R じゃなしに北口のところが一部欠けた形になっていますけども、ここは空けるような形では明確性がないということになり、当然つなげるような形で指定していくということになります。

○中野浩志副議長

この地図上では載ってないですけども、玉造筋のほうもやっぱりかかわってくるとは、横もかかわってくるし、公園のてんしばあたりもやはりかかわってくると思うんですよ。特に、てんしばあたりやったら子どもが多いので、その辺はやっぱり禁煙地区ということで、形をとってもらおうほうがいいかと思います。

ですので、この逆側のスペースのところも、ここは見てないんですけど、やっぱりするとなったら一体というのを見せないことには規制としてはちょっと。今のこのカラー刷りのところだけではちょっと弱いかというのはあります。

○川島課長

貴重なご意見をありがとうございます。

じつは我々もこれだけでどうかとは考えておりまして、論点としては多分ですけども、その谷町筋、その明確性の観点からして北限がここでいいのかとかいうのもあろうかと思えますし、言われたようにその玉造筋も J R 天王寺駅北口から北東に伸びている玉造筋をどうすんねんということもございますし、てんしばを含めた天王寺公園をどうすんねんということも検討対象かなと思っております。

ちなみにそのうちの天王寺公園の部分ですけど、今日ちょっと出席されてないですけども、建設局のほうにあるんですけども、天王寺公園動物公園事務所のほうに聞きますと、一応意見聴取はしているんですけども、基本、例えばてんしばだけ指定するという事になった場合はどうですかということに対して、公園管理としては全体で公園管理しているので、公園の一部だけ指定されてもやっぱり困るし、公園利用者の混乱を招くだけだということも聞いております。

一方で、その公園全体というとなかなりな面積になりますので、阿倍野区がどちらか

というと面的というよりも線的に案を持たれている中で、天王寺側だけがかなり広大なエリアを面的に指定するのはどうなのかというようなことも含めて、今ちょっと区としても結論は出ておらない状況ですけれども、今副議長がおっしゃっていただいたようなところが検討対象かなと思っておるところです。

○松本委員

全くお話からずれているかもわかりませんが、せっかく今おっしゃっているこの活動をするのであれば、私たちにとってはやっぱり上六というところがございまして。そのほうにもう1つ拠点を置いていただいたらいいんじゃないかと。やっぱり生まれ育ちも地元の者にとっては、やはりそこもしていったらいいんじゃないかと思いません。

○玉井委員

私も同じことを言おうかなと思っていました。上六の理由は、確かに観光という視点でいったときに、恐らく天王寺区さん的にはJR天王寺をまずというので考えられると思うんですけども、上六も何がかとすると、やっぱり学生とか塾が多いので、学生も多いですし、当然送り迎えされる親御さん、あとお子さんも結構小さい方もいらっしゃるんじゃないかと。

そんなところにもかかわらず喫煙される、路上喫煙されてたりとかされる方が多い。要するに信号待ちしているときに吸っているような方々がやっぱりいらっしゃるというのは、観光という切り口でいうとなかなかかもしれないんですけど、やっぱり住民としてはなかなか看過できるものではないと思っていますし、最近やはり上六周辺もインバウンドの方がすごく多くなっています。ですので、荷物を持たれて中国の方、台湾の方、韓国の方がすごくいらっしゃる中で、それでいうとあまり観光面というところに関していっても、あまりこう日本人としてどうなのかというところは、観光面というところでも少しあるのかと思いますので、上六は意外と関空からも伊丹からも便利です、ターミナル駅としてはすごい今後もインバウンドの方がふえていく

かもしれませんので、そういった観点からもぜひ住民、観光両面から対象地区にぜひしていただきたいというふうに思っております。

○川島課長

貴重なご意見をありがとうございます。

お二人の委員様から、上六も合わせてということになるんですかね、天王寺駅周辺に関しましては観光・集客の観点から行政区の違いはありますけれども、阿倍野区さんと一体的に検討しているところがありますので、そちらをやめてということにはちょっとならないので、プラスアルファのところかと。そうなってくるといろんな予算であるとかいろんな部分が、さらにその指導員の徴収の状況はどうなるねんというあたりがあるので、おっしゃることはごもっともだと思いますので、参考に。

我々ももし今回天王寺駅周辺を指定したとしても、それで終わりと、それも状況を見つつ、今後また検討していかんとあかんなと思っておりますので、ちょっとこの場で貴重なご意見をいただいたということで、申しわけないです。

○中山委員

特に中央区の一部、北西のところは中央区ですから、ちょっと天王寺区だけではできないとは思いますが。私もそこは気になって、指定の対象にすべきのほうには賛成なんですけど。

○松本委員

この天王寺区の住民である、このステーションプラザ、ここが天王寺区であるということも、あまり深く頭に入ってはいますけども、この活動は我々のまちの活動と一緒にならないような気がするんです。

天王寺区の住民としまして、こっちは阿倍野区の、ステーションビル自体は天王寺区ですけども、ここはあまり実感としてないんじゃないかと。ほかの方はどうでしょうか、あまりと思うんですけども。

天王寺公園も天王寺区のものじゃないような気がする的多いんじゃないかと

思いませんか。いや、知らないです、おかしいでしょうか。

もとは、今は天王寺区の上六のほうは大分静かになってきておりますけれども、そのあたりが天王寺区を中心だったように思うんですね。ですからこちらの、やはり昔から住んでいる者にとっては、私たちのまちはこれともう少しやっぱり上六かいわいのほうをとって、一緒に活動していきたいと思います。

○川畠課長

貴重なご意見としてお聞きしております。

ちなみに上六のところですが、これもたばこ関連の事業者さんなんですけど、天王寺たばこ会というところが、たばこ市民マナー向上エリアの活動をされていますので、やっぱりそういう積極的な活動があり、喫煙率は市内平均よりまだ高いというところはありますけれども、通行量も多いですから、かなり喫煙率が下がってきているというところに効果としてはあらわれているのかと思います。貴重なご意見をありがとうございます。

○竹田議長

このてんしばは、天王寺区なんですか。

○松本委員

そうなりますよね、本当に。

○竹田議長

多分あまりそういう感覚がないです。

○松本委員

そういう感覚がやっぱりないもので。なくなっちゃいますから。

○尾古貴代理

動物園も含めて。

○竹田議長

ただ、てんしばの中は、これは路上喫煙の枠じゃないですよ。この条例からいえ

ば、公園の中は。

○川畠課長

条例では、道路とか公園とか公共の場所は路上喫煙ということになっておりますので。

○竹田議長

公園も入っているんですか。

○川畠課長

一応対象になります。ただ、今おっしゃったてんしばの部分でいいますと、茶臼山口も一緒ですけども、今近鉄不動産さんが指定管理されていまして、警備員さんを配して禁煙という札も掲げてはる、芝があるんで、どうしてもポイ捨てをされて燃えたりしたら困るので、当然過料の徴収とかはできないんですけれども、禁煙ということで巡回はされておられます。実質的には禁煙という取り扱いで、喫煙されておったら注意されているという取り扱いになっているところですよ。

○竹田議長

この天王寺駅周辺で終わるわけじゃないですよ、将来的には。この上六周辺、確かに我々にしてみたら、こっちのほうが身近ですよ。

○川畠課長

阿倍野区さんの議論でもそうですし、中央区さんは心齋橋筋、戎橋のほうでも議論があったと思うんですけども、そこはあかんとなってもまた一本入れば、そこは過料徴収の対象にならへんかったら結局はそっちへ行って吸うやんというような議論もありましたし、阿倍野区さんのほうでも、うちももちろんそう考えておるんですけれども、今回どういった形で指定するのは別にして、それで全てではございませんので、必要に応じてさらに拡大する必要があるということであれば、それはまた皆様のお声も聞きながら、また改めて検討していきたいと思っております。

○竹田議長

ぜひお願いしたいと思います。

一応、時間的には8時半ごろまでということでお聞きしているんですけども、ほかに何かご意見はございますでしょうか。質問でもいいです。

はい。

○玉井委員

アンケートなんですけども、どういったことをお伺いされるのかと思っていました。場所を恐らくそのあたりも聞かれると思うんですけども、当該エリアが喫煙したらあかん場所とわかっているのに吸っている人とか、わかってないのに吸っている人とか、いろいろと段階があると思うんですけども、そういったことも聞かれるのか。

それと、あと属性とかです。市内の人間の方なのか、それとも府内の人間なのか、それとも県をまたがれているのか、いろいろあると思っていました、場合によってはその啓発の仕方というのは、そこは当然変わってくると思うので、吸われている、路上喫煙されているという方々が、結構県外・府外という方であれば、この啓発の内容というのはJRさんとも相当協力しないと意味がないことになってくると思うので、そのあたりをアンケートでどういうことを聞かれるのか。それで、例えばほかのエリアでも行われてたりとかもするのかというので、どういう形でされるのかというのを伺いできたらと思います。

○川畠課長

ちょっとアンケート案につきましては、まだ固まっておらないということで、ちょっとご紹介させていただく状況にはまだなくて申しわけないんですけども、今言われた属性です。今のところ考えておりますのは、年齢とかお住まいです。

天王寺区民の方以外の方が多分多いエリアでもあると思うので、あとは吸われる方もおられますので、吸われる方の声も聞きたいと思っておりますので、例えばちょっと固まってないですけど、例えばどれぐらい吸われるんやとか、あるいは吸ったたばこの処理はどうしているんだとか、あるいは路上喫煙禁止地区の指定は行ってるんや

けれども、そもそも指定している、天王寺エリアはまだですけれども、ほかは御堂筋とか京橋とかはやっています、まずそもそもそれを知っているかどうか。それで路上喫煙禁止地区を広げていくことについての賛否、そのあたりをお聞きしたいと思っていますんですけれども。

喫煙者にあまり刺激するようなことを聞くと、そこでトラブルになる可能性もあるというところで、ちょっと今検討しているところではあります。

おっしゃった属性については聞いていきたいと思っております。

○中山委員

今のご説明で刺激するようなことは聞かないというようなこととお話だったんですけど、逆にたばこを吸っている方にピンポイントで一番聞くべきところは、どこに吸うところをつくったらいいですかと聞くんじゃないんですか。その人たちが一番望んでいるのは何かを聞いてあげるべきじゃないかと思って。

例えばその西口で何か4.67%とは、でも1,200人だから掛け算をしたら50人なんです。だからその1,200人中の50人ぐらいということで、50人だったらさっきの東口と一緒にぐらいなんですけど、東口につくるか、これを西口につくるかみたいな感じだと思うんですけど。

どちらが便利なのかとか、どこが要望ですかと、使う人の意見が一番かと思います。世代がどうの、その属性がどうというよりは、そっちじゃないかと思います。

○川畠課長

おっしゃるとおりかと思しますので、そのあたりも盛り込んでいきたいと思えます。

○竹田議長

またはその西か東かということになるのであれば構内につくってもらうのが、さっきの中野委員さんが言われていた、これはぜひJRさん、検討いただきたいです。

○中野佳弘委員

そうなんです。だから駅の中で吸えれば、わざわざ外に出て吸う必要はないわけで

すから。

○竹田議長

ですよ。

○中野佳弘委員

はい。本当にこのステーションプラザ天王寺の左側というのは、朝ものすごい人が吸っておられて、私はこれを吸いながら通るんですけど、本当にここは避けながら通るというような状況なんですね。それに煙の数も量もすごいですし、議長がおっしゃっていただいたように、ぜひ構内に喫煙所を。

○中山委員

いや、全員がJRの利用者と限るわけじゃないですよ。

○中野佳弘委員

じゃないですけどね。

○中山委員

近鉄や大阪メトロもあるわけで。

○中野佳弘委員

ありますけどね。

○中山委員

ただJRの近くで吸われているだけなのか、その後乗られるのか、それは降りられたのか、それはわからないと思いますけど。

○中野佳弘委員

はい。それと今、参考意見としてお聞きいただきたいんですけど、その青のラインと黄土色のラインの、西口の歩道橋、阿倍野のあべちかのエレベーターを上がってくるところです。バス停のあたりから、ここが禁止エリアになってないです。

○川畠課長

どのあたりですか。

○中野佳弘委員

ちょうど、あべちかのエレベーターを上がってくる。

○川畠課長

北口のところです。

○竹田議長

ここは含めるんでしょう。

○川畠課長

ここということですね。

○中野佳弘委員

含められるということですね。

○川畠課長

たまたま今、たばこ市民向上エリアで活動されているエリアがこうなっていますけれども、当然その間を空けるというのは明確性に欠けるということなので、基本的にはつなぐという形になります。

○中野佳弘委員

そうですか、わかりました。ありがとうございます。

○竹田議長

さらに玉造筋にもう少し東のほうまでという話ですね。

○川畠課長

すみません、そこはご意見をいただければ、また参考にさせていただきたいと思っております。

○竹田議長

いや、そういう意見が出ていたと思うんですけども。

○川畠課長

はい、そういうことですね。

○竹田議長

予算の問題もありましょうけど、今回はこの天王寺駅エリアということなんですけども、これはぜひ上六のこのあたりも次の候補として。

○川畠課長

そうですね。将来的なちょっと課題ということになっちゃうんですけど。

○竹田議長

それとJRさん、ぜひ喫煙所を。隣の近鉄がつくっているんですから。

○川畠課長

私のほうから貴重なご意見ということで。

○竹田議長

ほかにございませんでしょうか。

予定時刻を少し過ぎておるんですけども。

○川畠課長

もしあれだったら、まだご発言いただいてないので、もし何かご意見があれば。

○竹田議長

桑原さん、何かご意見ないですか。

○桑原委員

はい。ありません。

○竹田議長

うちは家族も会社の間人、誰もたばこを吸わないんです。だから、たばこを吸ってはる方が事務所に入ったら、もうそこでわかります、においで。だから、人間のこの嗅覚というのは本当に麻痺しちゃうんです、常にそういう環境の中にいたら。でも全然そういう環境の中にいない人間にしてみたら、すぐわかるんです。

それと、私のほうの前の道、毎朝掃除するんですけども、吸い殻がたくさん昔は落ちていたんですけど、毎日掃除しているとやっぱり捨てにくくなるんです。吸い殻が

ないところに捨てる勇氣って、変な勇氣ですけどね。だからそういう意味でも、この今数字的にもあらわれていますけども、マナー向上の活動をされているところは本当に路上喫煙率が下がっているという結果が出ています。だからマナー向上は本当に大事だと思います。

それでなおかつ、人がたくさんおるところでその副流煙の害を考えたときに、やっぱり人がたくさんおところは、ぜひこういう禁止区域に指定して、なおかつその過料までスタッフを置いてすると。徹底した路上喫煙禁止地域ということでやっていただきたいと思うんですけども、天王寺区自体が路上喫煙禁止区にしてもいいような話ですね。

取り締まるのはともかくとして、この大阪24区の中で天王寺区はもう路上喫煙禁止区ですと。ぜひそこまでしていただけたらと思うんですけどもね。さっきからいろんなご意見が出ていましたけども、行政のほうからの説明もありましたけど、その区域を離れたらもう取り締まれない、だから本当に境界の外で吸われるという、ある意味悪質な方が出てきているという話ですよ。でも、天王寺区を全部禁止区にしてしまえば、そこでも取り締まろうと思えば取り締まれるわけです。だからこういったターミナルのところは、その取り締まり強化区、強化地区ということで、禁止はもう天王寺区全域というふうに、ぜひそこら辺もご検討いただきたいと僕は思います。

○川島課長

ありがとうございます。

○竹田議長

ほかにご意見がなければ、もうお時間も参ったようですので、最後に一言ないですか。

○中山委員

全部禁止はいいんですが、吸うところもそれなりに必要ですので、恐らく。

○竹田議長

喫煙場所ね。ただ喫煙場所をつくったらそれを管理しないといけません、公園のごみ箱と一緒に。公園にごみ箱を置いたら、そのごみ箱が満杯になっちゃって、放ったらかしになっていると。

だからもう今は、公園の中にはごみ箱がないです。置くとそこにごみを放ってもいいということなんで。結構、生活ごみなんか公園のごみ箱に持ってこられるというので、それやったらもう置かないほうがいい。基本的に公園の中のごみは皆持ち帰ってくださいと。

だから同じように、たばこは道路で吸わずにどこかの建物の中で吸ってくださいと、喫煙所で吸ってください。だから喫煙所を建物の中に、大きな会社の協力も要りますけど、喫煙所をたくさんそういうビルの中につくっていくというのも一案ですね。たばこを吸う方がここにおられたら、また違う意見も出たかもわからないですけど。

ということで、別にここで決めるということではないです。

○川畠課長

ありがとうございます。

そうですね、今日はまとめる場ではないです。次の2回目ではちょっと決めていただきたいと思っていますので。

○竹田議長

いろんな意見が出ましたから、ぜひそれを反映して決めていっていただきたいと思っています。

○川畠課長

はい、それを整理して、そうですね。

○竹田議長

今日はどうもありがとうございました。

それでは、これで議事は終わらせていただきます。

行政のほうにお返しします。よろしく申し上げます。

○尾古貴代理

ありがとうございます。

竹田議長、中野副議長、また委員の皆様、多くのご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

本当にたくさんの意見をいただきまして、全部が全部反映できたらいいんですけども、できるだけ努力していきたいというふうには考えております。

最後に、次の第2回の路上喫煙対策部会の開催日時でございますけれども、これについてはまだ明確にははっきりと決まっておられませんので、また後日、区役所のほうから案内をさせていただきますので、またご多忙のところ恐れ入りますけれども、ご出席のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは以上をもちまして、平成30年度天王寺区区政会議第1回路上喫煙対策部会をこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○川島課長

どうもありがとうございました。

また2回目もどうぞよろしくお願ひします。

○尾古貴代理

お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

—了—